

大分市認可外保育施設指導監督要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項若しくは法第35条第4項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたものを含む。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）をいう。以下同じ。）に対する法第59条の規定に基づく調査、勧告、命令等に関し、必要な指針及び基準を定め、指導監督を行うことにより、保育の内容及び環境の適正化を図り、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象施設)

第2条 この要綱の対象となる施設は、前条に定める認可外保育施設とする。

(指導監督の基準)

第3条 認可外保育施設に対する指導監督は、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)における「認可外保育施設指導監督の指針」及び「認可外保育施設指導

監督基準」(以下「指導監督基準」という。)により、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について行うものとする。ただし、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)第49条の2に規定する施設であって市長が必要と認めたものは、指導監督基準の一部を適用しない。

(報告の徴収)

第4条 市長は、認可外保育施設(省令第49条の2に規定する施設に限る。)の設置者又は管理者に対し、年1回以上、認可外保育施設運営状況報告書(大分市児童福祉法施行細則(平成9年大分市規則第15号)第5条第3項に規定する認可外保育施設運営状況報告書をいう。)の提出を求めるものとする。

2 市長は、認可外保育施設の設置者又は管理者(以下「設置者等」という。)に対し、次に掲げる場合において、当該各号に定める様式により報告を求めるものとする。

(1) 当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等の重大な事故が生じた場合 事故等報告書
(様式第1号)

(2) 当該施設に、24時間かつ週のうちおおむね5日以上入所している児童がいる場合 長期滞在児報告書(様式第2号)

3 前2項に規定するもののほか、市長は、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認めるときは、随時、特別に報告を求めるものとする。

(調査の実施)

第5条 市長は、施設の運営状況等を把握するため、別に定める

実施計画に基づき、当該職員をして、原則年1回以上認可外保育施設に立ち入り、その設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問（以下「立入調査」という。）を行わせ、又は必要に応じて当該施設の保育従事者及び利用児童の保護者等から事情を聴取させるものとする。

- 2 前項の場合において、認可外保育施設の立入調査で運営状況等を十分に把握できないときは、市長は、当該職員に当該認可外保育施設の設置者等の事務所に対して立入調査を行わせ、必要な報告を徴収させるものとする。
- 3 市長は、年度途中で新たに認可外保育施設の設置を把握したときは、実施計画にかかわらず、速やかに当該職員に立入調査を行わせるよう努める。
- 4 市長は、重大な事故が発生した場合又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から認可外保育施設に問題があると認めるときは、当該職員に、随時、特別に立入調査（以下「特別立入調査」という。）を行わせるものとする。
- 5 市長は、立入調査を行った認可外保育施設に対し、当該立入調査の結果に基づき、別に定める要領により、評価を行う。
- 6 立入調査を行うときは、設置者等に対し、期日を事前に通知するものとする。ただし、特別立入調査を行う場合において、緊急を要するときは、事前に通知せずに行うことができる。

（改善指導）

第6条 市長は、立入調査の結果、指導監督基準等に照らして改善を求める必要があると認められる認可外保育施設について、改善指導通知書（様式第3号）により、改善指導を行う。

- 2 市長は、前項に規定する改善指導を行ったときは、おおむね

1月以内の期限を付して、改善の報告又は改善計画の提出を求めるものとする。

(改善勧告)

第7条 市長は、前条に規定する改善指導を行った場合において、運営状況等が改善されず、又は改善が見込まれないと認めるときは、法第59条第3項に基づく改善勧告を行う。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、立入調査の結果、当該認可外保育施設が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、改善指導を経ずに改善勧告を行う。

(1) 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合

(2) 児童の安全性に著しく問題がある場合

(3) その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

3 前2項の場合において、建物の構造等から改築、建替え等の速やかな改善が困難と認められるときは、3年を限度として、適切な期限を付して、移転を勧告する。

4 第1項から前項までの改善勧告は、勧告書(様式第4号)により行い、おおむね1月以内の期限を付して、文書による報告を求めるものとする。

5 前項の規定により、設置者等から改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況等を確認するため、速やかに特別立入調査を行う。期限が経過して報告がない場合も、同様とする。

6 市長は、改善勧告を行った場合において、改善が行われていないときは、必要に応じ、次に掲げる措置を行う。

(1) 当該施設の利用者に対し、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について個別通知等により周知し、施設の利用を控える等の勧奨を行う。

(2) 法第59条第4項の規定により、報道機関等を通じて公表する。

(事業の停止命令及び施設の閉鎖命令等)

第8条 市長は、設置者等に対し、改善勧告を行ったにもかかわらず、改善が行われていない場合であって、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は児童の福祉を確保すべき緊急の必要がある場合であって、改善指導若しくは改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、命令書(様式第5号)により法第59条第5項に基づく事業の停止又は施設の閉鎖を命ずるものとする。

2 前項の場合において、市長は、当該認可外保育施設の設置者等に対し、事前に弁明の機会を付与し、大分市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(以下「児童福祉専門分科会」という。)の意見を聴くものとする。

3 第1項の場合において、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要し、あらかじめ、弁明の機会を付与し、又は児童福祉専門分科会の意見を聴くいとまがないときは、弁明の機会の付与及び児童福祉分科会の意見聴取の手続きを経ないで、事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

4 市長は、事業の停止又は施設の閉鎖を命じた場合は、その名称、所在地、設置者名、管理者名、処分の内容等を公表するものとする。

(その他の指導)

第9条 前3条に規定するほか、市長は、認可外保育施設の保育内容等についての助言、施設に勤務する職員の研修その他児童

の福祉の向上のため必要な指導を行う。

（記録の整備）

第10条 市長は、認可外保育施設ごとに届け出された事項、運営状況、指導監督の内容、立入調査の結果等について必要な記録を整備する。

（情報の提供）

第11条 市長は、認可外保育施設の状況について、児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、その情報を市民へ提供するものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、認可外保育施設の指導監督に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 15 日から施行する。